

# 最近の化学物質規制動向 富士フィルムグリーン調達基準

---

2025年9月  
富士フィルム株式会社  
ESG推進部  
環境・品質マネジメント部

# 目次

---

1. PFAS規制動向	3
2. PFAS以外の化学物質規制動向	6
3. 富士フィルムグリーン調達基準	16

# 1. PFAS規制動向

---

## ① 既に規制済みのPFAS

(4ページ 表1)

- グリーン調達基準に収載済み、もしくは収載予定です。含有禁止、含有制限、もしくは情報提供をお願いしています。

## ② POPs条約の廃絶物質に追加が決定したPFAS

(5ページ 表2)

- 2025年秋以降のグリーン調達基準改定で収載します。情報提供をお願いします。

## ③ 規制が検討されているPFAS

(5ページ 表3)

- 情報提供をお願いします。
- 情報提供の方法については、本サプライヤ説明の「PFASの情報伝達のお願い」資料をご参照ください。

# 1. PFAS規制動向

表1. ① 既に規制済みのPFAS

物質名	chemSHEPRA V2R1 管理対象基準	SN番号	法令	規制 ステータス	規制対象	グリーン 調達	当社からの お願い
パーフルオロオクタンスルホン酸又はその塩 (PFOS)	EU POPs規則 Annex I GADSL IEC 62474 DB	SN0035	化審法 第一種特定化学物質 EU POPs 規則 Annex I	施行 施行	化学物質、混合物、アーティカル	収載済	含有禁止
	LR05 IC01 IC02						
	EU POPs規則 Annex I GADSL IEC 62474 DB						
パーフルオロオクタンスルホン酸塩 (PFOS) およびボリマーを含むその他誘導体	EU POPs規則 Annex I GADSL IEC 62474 DB	SN0035	EU POPs 規則 Annex I	施行	化学物質、混合物、アーティカル	収載済	含有禁止
	LR05 IC01 IC02						
	EU POPs規則 Annex I GADSL IEC 62474 DB						
パーフルオロオクタン酸 (PFOA)又はその塩	EU POPs規則 Annex I GADSL IEC 62474 DB	SN0102	POPs条約 附属書A 化審法 第一種特定化学物質 EU POPs 規則 Annex I	収載 施行 施行	化学物質、混合物、アーティカル	収載済	含有禁止
	LR05 IC01 IC02						
	EU POPs規則 Annex I GADSL IEC 62474 DB						
パーフルオロオクタン酸 (PFOA) 関連物質	EU POPs規則 Annex I GADSL IEC 62474 DB	SN0036	POPs条約 附属書A EU POPs 規則 Annex I 化審法 第一種特定化学物質	収載 施行 施行	化学物質、混合物、アーティカル	収載済	含有禁止
	LR05 IC01 IC02						
	EU REACH規則 Annex XVII GADSL IEC 62474 DB						
LC-PFCAsとその塩 (C9-C14)	LR07 IC01 IC02	SN1039	EU REACH規則 Annex XVII	施行	化学物質、混合物、アーティカル	収載済	含有制限
	EU REACH規則 Annex XVII GADSL IEC 62474 DB						
	LR07 IC01 IC02						
LC-PFCAs関連物質 (C9-C14)	EU REACH規則 Annex XVII GADSL IEC 62474 DB	SN1040	EU REACH規則 Annex XVII	施行	化学物質、混合物、アーティカル	収載済	含有制限
	LR07 IC01 IC02						
	EU REACH規則 Annex XVII GADSL IEC 62474 DB						
パーフルオロヘキサンスルホン酸 (PFHxS) 又はその塩	EU POPs規則 Annex I EU REACH規則 SVHC GADSL IEC 62474 DB	SN0090	POPs条約 附属書A 化審法 第一種特定化学物質	収載 施行	化学物質、混合物、アーティカル	収載済	含有禁止
	LR05 LR06 IC01 IC02						
	EU POPs規則 Annex I GADSL IEC 62474 DB						
パーフルオロヘキサンスルホン酸 (PFHxS) 関連物質	EU POPs規則 Annex I GADSL IEC 62474 DB	SN1049	POPs条約 附属書A EU POPs 規則 Annex I 化審法 第一種特定化学物質	収載 施行 2026年施行見込み	化学物質、混合物、アーティカル		含有禁止
	LR05 IC01 IC02						
	EU REACH規則 Annex XVII GADSL IEC 62474 DB						
PFHxAとその塩	EU REACH規則 Annex XVII GADSL IEC 62474 DB	SN1058	EU REACH規則 Annex XVII	施行	一部の一般消費者向け製品と泡消火剤		情報提供
	LR07 IC01 IC02						
	EU REACH規則 Annex XVII GADSL IEC 62474 DB						
PFHxA関連物質	EU REACH規則 Annex XVII GADSL IEC 62474 DB	SN1059	EU REACH規則 Annex XVII	施行	一部の一般消費者向け製品と泡消火剤		情報提供
	LR07 IC01 IC02						
	EU REACH規則 Annex XVII GADSL IEC 62474 DB						

※1 : P19、20をご参照ください。

青字は前回からの変更点です。

# 1. PFAS規制動向

表2. ② POPs条約の廃絶物質に追加が決定したPFAS

物質名	chemSHEPRA V2R1 管理対象基準	SN番号	法令	規制 ステータス	規制対象	グリーン 調達	当社からの お願い
LC-PFCAsとその塩及び関連物質 (C9-C21)	GADSL IEC 62474 DB	IC01 IC02	SN1050	POPs条約 附属書A シンガポール「環境保護管理法」 カナダ「環境保護法」	採択 施行 検討中	化学物質、混合物、アーティクル	収載予定
							情報提供

※2：シンガポール「環境保護管理法」により、化審法 第一種特定化学物質への指定より前にグリーン調達基準が適用されます。

表3. ③ 規制が検討されているPFAS

物質名	chemSHEPRA V2R1 管理対象基準	SN番号	法令	規制 ステータス	規制対象	グリーン 調達	当社からの お願い	
PFAS	GADSL IEC 62474 DB	IC01 IC02	SN0035, SN0036, SN0090, SN098, SN0100, SN0102, SN0103, SN0104, SN1039, SN1040, SN1041, SN1042, SN1043, SN1044, SN1049, SN0150, SN1051, SN1052, SN1058, SN1059, <b>SN1090, SN1091</b>	米国メイン州「PFAS汚染防止法」	施行 改正案成立 実施規則案採択	化学物質、混合物、アーティクル		情報提供 ※3
PFAS				EU REACH規則 Annex XVII	検討中	化学物質、混合物、アーティクル	情報提供	
PFAS				米国TSCA PFASデータ報告規則	報告義務通知	化学物質、混合物、アーティクル	情報提供	
PFAS				カナダ環境保護法CEPA71条	報告義務通知	化学物質、混合物、アーティクル	情報提供	

※3：「PFAS含有情報伝達のお願い」資料を参照ください。

青字は前回からの変更点です。

## 2. PFAS以外の化学物質規制動向

- |                                   |           |
|-----------------------------------|-----------|
| ① 化審法 第一種特定化学物質に追加された化学物質         | (7ページ 表4) |
| ② EU REACH規則 Annex XVIIに追加された化学物質 | (8ページ 表5) |
| ③ EU電池規則に追加された化学物質                | (8ページ 表6) |
- グリーン調達基準に収載済です。含有禁止、もしくは含有を制限しています。
- |  |                         |
|--|-------------------------|
| ④ POPs条約の廃絶物質に追加が決定した化学物質                | (9ページ 表7)               |
| ⑤ EU REACH規則 Annex XIVに勧告公表(第11次)された化学物質 | (10ページ 表8-1、11ページ 表8-2) |
| ⑥ EU REACH規則 Annex XIVに勧告公表(第12次)された化学物質 | (12ページ 表9)              |
- 2025年秋以降のグリーン調達基準に収載予定です。情報提供をお願いします。
- |                                    |             |
|------------------------------------|-------------|
| ⑦ EU REACH規則 Annex XVIIに追加された化学物質  | (13ページ 表10) |
| ⑧ EU REACH規則 SVHCに追加された化学物質 (第33次) | (14ページ 表11) |
| ⑨ その他、規制が検討されている化学物質               | (15ページ 表12) |
- 情報提供をお願いします。

## 2. PFAS以外の化学物質規制動向

表4. ① 化審法 第一種特定化学物質に追加された化学物質

物質名	chemSHEPRA V2R1 管理対象基準	CAS番号	法令	規制 ステータス	規制対象	グリーン 調達	当社からの お願い
UV-328	化審法 一特 LR01	25973-55-1	POPs条約 附属書A 化審法 第一種特定化学物質 EU POPs 規則 Annex I	取載 施行 施行	化学物質、混合物、 アーティクル	取載済 ※4	含有禁止
	EU REACH規則 Annex XIV LR06						
	GADSL IC01						
	IEC 62474 DB IC02						
デクロランプラス (DP)	化審法 一特 LR01	13560-89-9 135821-74-8 135821-03-3	中国「重点管理新汚染物質リスト」 POPs条約 附属書A 化審法 第一種特定化学物質 EU POPs 規則 Annex I	施行 取載 施行 委任法案草案を採択	化学物質、混合物、 アーティクル	取載済 ※4	含有禁止
	EU REACH規則 SVHC LR06						
	GADSL IC01						
	IEC 62474 DB IC02						
メトキシクロル	化審法 一特 LR01	72-43-5,30667-99-3, 76733-77-2,255065-25-9, 255065-26-0,59424-81-6, 1348358-72-4, and others	POPs条約 附属書A 化審法 第一種特定化学物質 EU POPs 規則 Annex I	取載 施行 施行	化学物質、混合物、 アーティクル	取載済 ※4	含有禁止
	EU POPs規則 Annex I LR05						

※4 : 化審法 第一種特定化学物質が施行済でグリーン調達基準が適用されています。

青字は前回からの変更点です。

## 2. PFAS以外の化学物質規制動向

表5. ② EU REACH規則 Annex XVIIに追加された化学物質

物質名	chemSHEPRA V2R1 管理対象基準	CAS番号	法令	規制 ステイタス	規制対象	グリーン 調達	当社からの お願い
鉛	ELV	7439-92-1	EU REACH規則 Annex XVII	施行	PVC（塩化ビニルのボリマーまたはコポリマー）から製造される成形品	収載予定 (2025年秋) ※5	含有制限
	RoHS						
	EU REACH規則 SVHC						
	EU REACH規則 Annex XVII						
	GADSL						
	IEC 62474 DB						
	MDR						
	China-RoHS						

※5 P18、20、21をご参照ください。

表6. ③ EU電池規則に追加された化学物質

物質名	chemSHEPRA V2R1 管理対象基準	CAS番号	法令	規制 ステイタス	規制対象	グリーン 調達	当社からの お願い
鉛/鉛化合物	表5と同じ	77439-92-1	EU 電池規則	施行	携帯型電池	収載予定 (2025年秋) ※6	含有制限
カドミウム化合物	ELV	10108-64-2他	EU 電池規則	施行	携帯型電池	収載予定 (2025年秋) ※6	含有制限
	RoHS						
	EU REACH規則 SVHC						
	EU REACH規則 Annex XVII						
	GADSL						
	IEC 62474 DB						
	MDR						
	China-RoHS						

※6 : P18、20、21をご参照ください。

## 2. PFAS以外の化学物質規制動向

表7. ④ POPs条約の廃絶物質に追加が決定した化学物質

物質名	chemSHEPRA V2R1 管理対象基準	CAS番号	法令	規制 ステータス	規制対象	グリーン 調達	当社からの お願い	
中鎖塩素化パラフィン (MCCPs) (C14-C17)	EU REACH規則 SVHC GADSL IEC 62474 DB	LR06 IC01 IC02	85535-85-9	POPs条約 附属書A シンガポール「環境保護管理法」	採択 施行	化学物質、混合物、 アーティクル	収載予定 ※7	情報提供

※7 : シンガポール 環境保護管理法により、化審法 第一種特定化学物質への指定より前にグリーン調達基準が適用されます。

青字は前回からの変更点です。

## 2. PFAS以外の化学物質規制動向

表8-1. ⑤ EU REACH規則 Annex XIVに勧告公表(第11次)された化学物質

物質名	chemSHEPRA V2R1 管理対象基準	CAS番号	法令	規制 ステータス	規制対象	グリーン 調達	当社からの お願い
鉛	ELV	7439-92-1	EU REACH規則 Annex XIV	勧告	化学物質、混合物	収載予定 ※8	情報提供
	RoHS						
	EU REACH規則 SVHC						
	EU REACH規則 Annex XVII						
	GADSL						
	IEC 62474 DB						
	MDR						
	China-RoHS						
エチレンシアミン	EU REACH規則 SVHC	107-15-3	EU REACH規則 Annex XIV	勧告	化学物質、混合物	収載予定 ※8	情報提供
	GADSL						
2-(4-tert-ブチルベンジル) プロピオ ンアルデヒドおよびその各立体異性体	EU REACH規則 SVHC	80-54-6	EU REACH規則 Annex XIV	勧告	化学物質、混合物	収載予定 ※8	情報提供
	EU REACH規則 XVII						
	MDR						
	EU REACH規則 SVHC	75166-30-2	EU REACH規則 Annex XIV	勧告	化学物質、混合物		
	EU REACH規則 SVHC	75166-31-3	EU REACH規則 Annex XIV	勧告	化学物質、混合物		

※8 : Annex XIV追加が官報公布され次第、グリーン調達基準が適用されます。

## 2. PFAS以外の化学物質規制動向

表8-2. ⑤ EU REACH規則 Annex XIVに勧告公表(第11次)された化学物質

物質名	chemSHEPPRA V2R1 管理対象基準	CAS番号	法令	規制 ステータス	規制対象	グリーン 調達	当社からの お願い
グルタルアルデヒド	EU REACH規則 SVHC LR06	111-30-8	EU REACH規則 Annex XIV	勧告	化学物質、混合物	収載予定 ※8	情報提供
	GADSL IC01						
2-メチル-1-(4-メチルチオフェニル)- 2-モルホリノプロパン-1-オノン	EU REACH規則 SVHC LR06	71868-10-5	EU REACH規則 Annex XIV	勧告	化学物質、混合物	収載予定 ※8	情報提供
	EU REACH規則 Annex XVII LR07						
	MDR LR08						
	GADSL IC01						
2-ベンジル-2-ジメチルアミノ-4'-モル ホリノブチロフェノン	EU REACH規則 SVHC LR06	119313-12-1	EU REACH規則 Annex XIV	勧告	化学物質、混合物	収載予定 ※8	情報提供
	EU REACH規則 Annex XVII LR07						
	MDR LR08						
	GADSL IC01						
フタル酸ジイソヘキシル	EU REACH規則 SVHC LR06	71850-09-4	EU REACH規則 Annex XIV	勧告	化学物質、混合物	収載予定 ※8	情報提供
	EU REACH規則 Annex XVII LR07						
	MDR LR08						
	IEC 62474 DB IC02						
ホウ酸のナトリウム塩	EU REACH規則 SVHC LR06	13840-56-7	EU REACH規則 Annex XIV	勧告	化学物質、混合物	収載予定 ※8	情報提供
	EU REACH規則 Annex XVII LR07						
	MDR LR08						
	IEC 62474 DB IC02						

※8 : Annex XIV追加が官報公布され次第、グリーン調達基準が適用されます。

## 2. PFAS以外の化学物質規制動向

表9. ⑥ EU REACH規則 Annex XIVに勧告公表(第12次)された化学物質

物質名	chemSHEPRA V2R1 管理対象基準	CAS番号	法令	規制 ステータス	規制対象	グリーン 調達	当社からの お願い
ビス(2-エチルヘキシル)テトラブロモフタルート(個々の異性体および/またはその組み合 わせのいずれかを含む)	EU REACH規則 SVHC GADSL IEC 62474 DB	LR06 IC01 IC02	26040-51-7 EU REACH規則 Annex XIV	勧告	化学物質、混合物	収載予定 ※9	情報提供
	EU REACH規則 SVHC	LR06					
	EU REACH規則 Annex XVII	LR07					
メタホウ酸バリウム	MDR	LR08	13701-59-2 EU REACH規則 Annex XIV	勧告	化学物質、混合物	収載予定 ※9	情報提供
	GADSL	IC01					
	IEC 62474 DB	IC02					
ジフェニル-2、4、6-トリメチルベンゾイルホ ススキン=オキシド	EU REACH規則 SVHC MDR IEC 62474 DB	LR06 LR08 IC02	75980-60-8 EU REACH規則 Annex XIV	勧告	化学物質、混合物	収載予定 ※9	情報提供
	EU REACH規則 SVHC	LR06					
	GADSL	IC01					
S-(トリシクロ(5.2.1.0 <sup>1,2</sup> )2,6)デカ-3-エン -8(または9)-イル O-(イソブロピルまたは イソブチルまたは2-エチルヘキシル) O-(イ ソブロピルまたはイソブチルまたは2-エチルヘ キシル) フォスフォロジチオエート	EU REACH規則 SVHC GADSL	LR06 IC01	255881-94-8 EU REACH規則 Annex XIV	勧告	化学物質、混合物	収載予定 ※9	情報提供
	EU REACH規則 SVHC	LR06					
	GADSL	IC01					
メラミン	IEC 62474 DB	IC02	108-78-1 EU REACH規則 Annex XIV	勧告	化学物質、混合物	収載予定 ※9	情報提供
	EU REACH規則 SVHC	LR06					
	GADSL	IC01					

※9 : Annex XIV追加が官報公布され次第、グリーン調達基準が適用されます。

## 2. PFAS以外の化学物質規制動向

表10. ⑦ EU REACH規則 Annex XVIIに追加された化学物質

物質名	chemSHEPRA V2R1 管理対象基準	CAS番号	法令	規制 ステイタス	規制対象	グリーン 調達	当社からの お願い
合成ポリマーのマイクロプラスチック			EU REACH規則 Annex XVII	施行	化学物質、混合物		情報提供
ホルムアルデヒドおよびホルムアルデヒドを放出する物質			EU REACH規則 Annex XVII	施行	アーティクル		情報提供
DMAC(N,N-ジメチルアセトアミド)	EU REACH規則 SVHC LR06	127-19-5	EU REACH規則 Annex XVII	施行	化学物質、混合物 及び 他の物質の構成成分		情報提供
	EU REACH規則 Annex XVII LR07						
	MDR LR08						
	GADSL IC01						
NEP(1-エチルピロリン-2-オン)	EU REACH規則 Annex XVII LR07	2687-91-4	EU REACH規則 Annex XVII	施行	化学物質、混合物 及び 他の物質の構成成分		情報提供
	MDR LR08						
	GADSL IC01						

青字は前回からの変更点です。

## 2. PFAS以外の化学物質規制動向

表11. ⑧ EU REACH規則 SVHCに追加された化学物質 (第33次)

物質名	chemSHEPRA V2R1 管理対象基準	CAS番号	法令	規制 ステイタス	規制対象	グリーン 調達	当社からの お願い
1,1,1,3,5,5,5-ヘプタメチル-3-[(トリメチルシリル)オキシ] -トリシロキサン	EU REACH規則 SVHC LR06	17928-28-8	EU REACH規則 SVHC	収載	グリーン調達基準で含有量把握管理物質		情報提供
	GADSL IC01						
	IEC 62474 DB IC02						
デカメチルテトラシロキサン	EU REACH規則 SVHC LR06	141-62-8	EU REACH規則 SVHC	収載	グリーン調達基準で含有量把握管理物質		情報提供
	IEC 62474 DB IC02						
テトラ(ナトリウム/カリウム) 7-[(E)-{2-アセトアミド-4-[(E)-(4-クロロ-6-({2-[(4-フルオロ-6-{[4-(ビニルスルホニル)フェニル]アミノ}-1,3,5-トリアジン-2-イル)アミノ]プロピル}アミノ)-1,3,5-トリアジン-2-イル]アミノ}-5-スルホネート-1-ナチル)ジアゼニル]-5-メトキシフェニル}ジアゼニル]-1,3,6-ナフタレントリスルホネート; Reactive Brown 51	EU REACH規則 SVHC LR06	SN1062	EU REACH規則 SVHC	収載	グリーン調達基準で含有量把握管理物質		情報提供

## 2. PFAS以外の化学物質規制動向

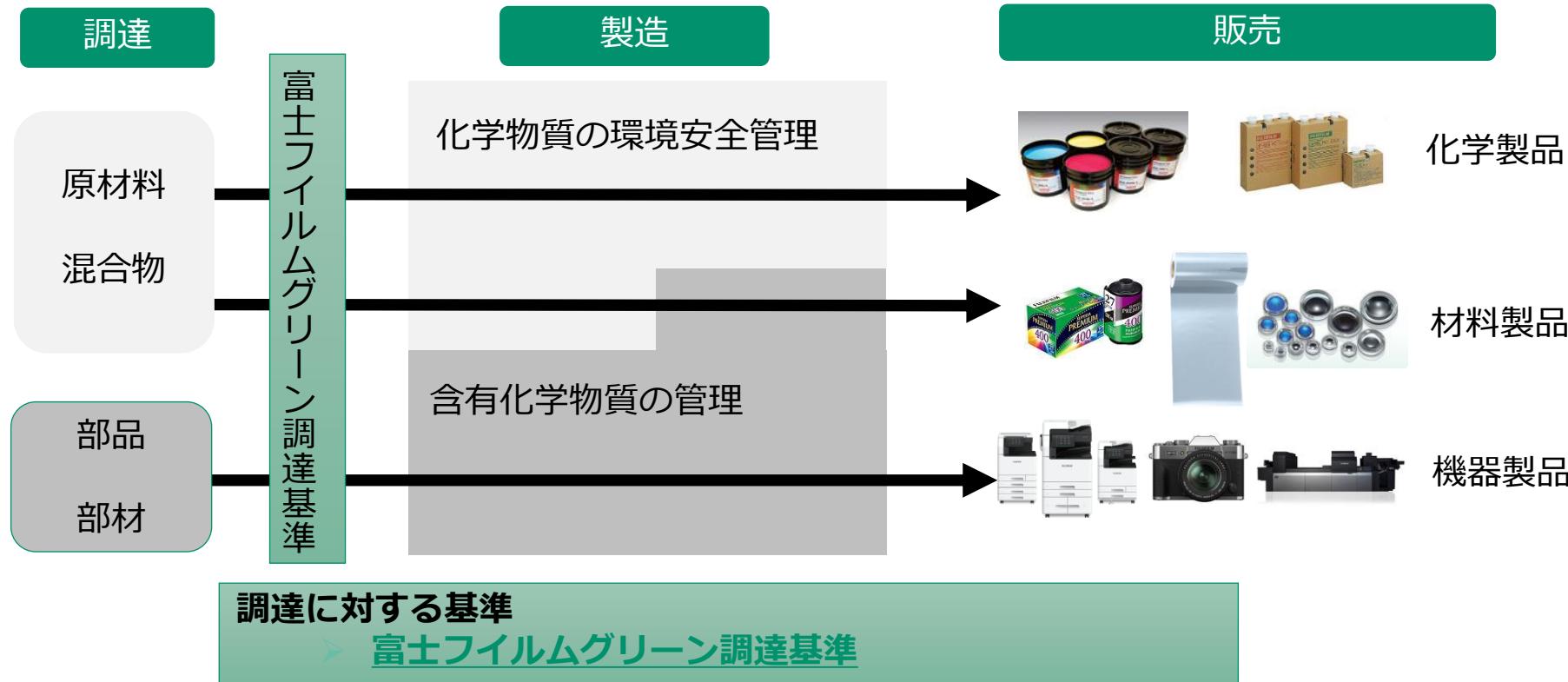
表12. ⑨ その他、規制が検討されている化学物質

物質名	chemSHEPRA V2R1 管理対象基準	CAS番号	法令	規制 ステイタス	規制対象	グリーン 調達	当社からの お願い
デカブロモジフェニルエタン（DBDPE）	GADSL IEC 62474 DB	IC01 IC02	84852-53-9	カナダ「環境保護法」 オーストラリア「2022年工業化学品環境 管理(登録)法」	検討中 2027年施行見込み	グリーン調達基準で含 有量把握管理物質	情報提供

青字は前回からの変更点です。

### 3. 富士フィルムグリーン調達基準

#### ◆ 弊社の含有化学物質情報の把握・管理のルール



### 3. 富士フィルムグリーン調達基準

#### ◆ 富士フィルムグリーン調達基準書

##### 1. 対象

弊社および弊社グループ会社への納入品

##### 2. 調達品グリーン基準

###### 1) 含有制限化学物質

「法令または管理方針により禁止または制限する物質」

= REACH・RoHSの制限対象物質等

⇒グリーン調達基準書に**対象の物質を収載**

●含有しない、または閾値未満の順守と情報提供

⇒法規制順守証明書類の提出をお願いする場合有り  
(非含有証明等)

###### 2) 含有量把握管理化学物質

「chemSHERPA管理対象物質」

= REACH、RoHS、ELV、TSCA、化審法・・

●含有量の情報提供 chemSHERPA-CI、AI

FUJIFILM

富士フィルム グリーン調達基準書

Ver. 3.7



FUJIFILM Group  
Green Policy

2025年10月

富士フィルム株式会社  
ESG推進部 環境・品質マネジメント部

### 3. 富士フィルムグリーン調達基準

#### ◆ 富士フィルム グリーン調達基準書 (Ver. 3.7 (2025年秋公開予定)) 改定内容

##### グリーン調達基準改定内容

根拠法規制	物質名	グリーン調達基準	
		化学物質、混合物	アーティクル
EU POPs規則	PFHxSとその塩、及び関連物質	レ	レ
	UV-328	レ	レ
	デクロランプラス	レ	レ
EU REACH規則 Annex XVII	鉛		レ
EU電池規則	鉛、及び鉛化合物		レ
	カドミウム化合物		レ

### 3. 富士フィルムグリーン調達基準

#### グリーン調達基準改定内容

##### ① 別表1 (1) 化学物質、混合物 に以下を新規追加

対象法規制/物質名	対象製品	規制値	適用除外製品
パーフルオロヘキサンスルホン酸(PFHxS)とその塩、及び関連化合物	化学物質、混合物	非意図的添加かつ PFHxSまたはすべての塩 で0.025 mg/kg (0.0000025重量 % )以下 または PFHxS関連化合物で1 mg/kg (0.0001 重量% ) 以下	購買部門が指定した化学 物質、混合物
デクロランプラス	化学物質、混合物	非意図的添加かつ 1 mg/kg (0.0001 重 量% )以下	購買部門が指定した化学 物質、混合物
UV-328	化学物質、混合物	非意図的添加かつ 1 mg/kg (0.0001 重 量% )以下	購買部門が指定した化学 物質、混合物

次ページに続く

### 3. 富士フィルムグリーン調達基準

#### グリーン調達基準改定内容

##### ② 別表1（2）アーティクル に以下を新規追加

対象法規制/物質名	対象製品	規制値	適用除外製品
鉛	PVC（塩化ビニルのポリマーまたはコポリマー）から製造されるアーティクル	PVC材料中に0.1重量%未満	購買部門が指定したアーティクル
鉛/鉛化合物	携帯型電池	0.01重量%以下（鉛換算）	なし
カドミウム化合物	携帯型電池	20ppm以下（カドミウム換算）	なし

### 3. 富士フィルムグリーン調達基準

#### グリーン調達基準改定内容

##### ③ 別表1（2）アーティクル 電池中の水銀/水銀化合物に関する内容を修正

ボタン型酸化銀電池およびボタン型空気亜鉛電池を削除し、電池に統合。

#### 別表1. 含有制限化学物質管理基準

##### (2) アーティクル

対象法規制/物質名	対象製品	規制値	適用除外製品
水銀/水銀化合物	ボタン型酸化銀電池	0.0005重量%未満/水銀 及び 1重量%未満/水銀化合物	なし
水銀/水銀化合物	ボタン型空気亜鉛電池	0.0005重量%未満/水銀 及び 2重量%未満/水銀化合物	なし
水銀/水銀化合物	上記以外の電池 →電池	含有禁止	なし

### 3. 富士フィルムグリーン調達基準

---

#### ◆ お取引先様へのお願い

- 法令に適合した製品を社会に提供し続けるため、グリーン調達基準の遵守
- JAMPが提供する情報伝達シート (chemSHERPA-AI、CI) の提供
- 下記情報\*に変更があった場合は、chemSHERPAの更新と提供

\*変更情報：

#### 1. 規制対象物質の追加

例) EU REACH規則 認可候補物質(SVHC)の追加

#### 2. 調達先からの新たな情報の入手

例) chemSHERPA管理対象物質の含有が新たに判明

#### 3. 使用原材料・部品・部材の変更

## お問合せ先

---

**富士フィルム株式会社  
ESG推進部 環境・品質マネジメント部**

グリーン調達基準担当  
Email. FF\_Green\_Procurement@fujifilm.com

**FUJIFILM**  
Value from Innovation